

米国カリフォルニア州における生成 AI 関係法制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

目 次

はじめに

I 生成 AI の規制をめぐる問題

- 1 国際的な動向
- 2 カリフォルニア州の動向

II カリフォルニア州で制定された生成 AI に関する法律の概要

- 1 人工知能に関して民法典第 3 編第 4 部に第 15.2 節（第 3110 条以下）を加える法律
- 2 カリフォルニア州 AI 透明性法
- 3 生成人工知能説明責任法
- 4 医療サービスに関して衛生安全法典第 2 編に第 2.13 章（第 1339.75 条以下）を加える法律

おわりに

翻訳：人工知能に関して[カリフォルニア州]民法典第 3 編第 4 部に第 15.2 節（第 3110 条以下）を加える法律（Assembly Bill No. 2013 Chapter 817）
カリフォルニア州 AI 透明性法（Senate Bill No. 942 Chapter 291）
生成人工知能説明責任法（Senate Bill No. 896 Chapter 928）
医療サービスに関して[カリフォルニア州]衛生安全法典第 2 編に第 2.13 章（第 1339.75 条以下）を加える法律（Assembly Bill No. 3030 Chapter 848）

キーワード：AI 規制、AI リスク、AI 透明性、学習データ

要 旨

世界の主要な AI 企業が集中し、AI 技術の集積地となっているカリフォルニア州において、2024 年 9 月、同州のニューサム知事は、AI に関する 17 件の法律案に署名した。生成 AI は、特定のタスクのために設計された従来型の AI とは異なり、その独自の機能により、公共の安全など重要な分野において新たなリスクをもたらす可能性があるとしており、生成 AI に対してカリフォルニア州がどのような規制をするか、注目を集めていた。今回の法整備では、生成 AI に関しては、学習データの開示を義務付ける法律、生成したコンテンツに対して生成履歴の開示情報を含めること及び識別ツールを提供することを義務付ける法律、生成 AI の潜在的なリスクを評価する業務の拡大を州政府機関に命じる法律など、AI システムの説明可能性及び検証可能性という透明性の確保を重視した法律が制定された。本稿では、これら生成 AI に関係する法律の概要を解説し、全訳を付す。

はじめに

人工知能（Artificial Intelligence: AI）の開発及び利用に関して、米国は、企業の取組に任せつつ必要な場合に政府が規制をかけるという立場をとってきた⁽¹⁾。2023 年 10 月 30 日、バイデン（Joe Biden）大統領（当時）は、「安全・安心・信頼できる AI の開発と利用に関する大統領令」⁽²⁾を発表した。この大統領令は、AI の安全性の確保、労働市場などの各分野における AI の影響に関する調査などを義務付けるものであった⁽³⁾。連邦議会では、2023 年 6 月、上院議員が、AI の急速な進歩に連邦議会が対応するための包括的な枠組みを提唱し⁽⁴⁾、下院は、2024 年 2 月、AI に関する超党派のタスクフォースを設立すると発表した⁽⁵⁾。両院において AI 関連の法律案が検討されているが、2024 年 12 月 2 日現在、連邦議会を通過したものはない。

カリフォルニア州は、生成 AI 企業の世界トップ 50 社のうち 32 社、影響力の高い研究機関や教育機関が州内に拠点を置いており、AI 技術の集積地となっている⁽⁶⁾。AI に関する連邦法がいまだ存在しない中、このようなカリフォルニア州の置かれた状況から、カリフォルニア州

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 2 日である。

- (1) 「AI 法制、産官学で世界と議論を」 専門家に聞く」『日本経済新聞』（電子版）2024.1.1. <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC1706J0X11C23A2000000/>>
- (2) Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence, Executive Order 14110 of October 30, 2023. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-01/pdf/2023-24283.pdf>>
- (3) ローラーミカ「【アメリカ】AI の安全な開発及び利用に関する大統領令」『外国の立法』No.298-1, 2024.1, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/13127887>>
- (4) 甲斐野裕之「米上院トップのシューマー議員、AI 法案策定に向けた行動枠組み発表」『ビジネス短信』2023.6.22. ジェトロウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/5c66b04d70316937.html>>
- (5) 甲斐野裕之「米下院、AI に関する超党派タスクフォース設立」『ビジネス短信』2024.2.28. ジェトロウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/ae216c9caf74dad2.html>>, “House Launches Bipartisan Task Force on Artificial Intelligence,” 2024.2.20. Speaker of the House Mike Johnson website <<https://www.speaker.gov/2024/02/20/house-launches-bipartisan-task-force-on-artificial-intelligence/>>
- (6) “Governor Newsom announces new initiatives to advance safe and responsible AI, protect Californians,” 2024.9.29. Governor of California website <<https://www.gov.ca.gov/2024/09/29/governor-newsom-announces-new-initiatives-to-advance-safe-and-responsible-ai-protect-californians/>>

法が事実上、米国全体の基準となる可能性がある⁽⁷⁾。このため、生成 AI を包括的に規制する法律が制定されるか否かについて、世界的な注目が集まっていた。2024 年 9 月、同州のニューサム（Gavin Newsom）知事は、州議会で可決された AI に関連する法律案のうち、17 件の法律案には署名したものの、包括的な規制を内容とする 1 件の法律案に対しては、拒否権を行使した。

本稿では、I において、生成 AI の規制をめぐる問題とカリフォルニア州における動向を紹介する。次に、II において、カリフォルニア州で成立した 17 件の法律のうち生成 AI に関する法律 4 件の概要を解説する。あわせて、これらの法律の翻訳を付す。

I 生成 AI の規制をめぐる問題

1 国際的な動向

世界で AI 規制の議論が活発になったのは、2016 年頃からである⁽⁸⁾。2016 年 4 月、G7 情報通信大臣会合において議長国である日本から AI の開発原則に関する議論が提案され、その後国際的な議論が始まり、2019 年には OECD の AI 原則及び G20 の AI 原則が合意された⁽⁹⁾。

2022 年 11 月に OpenAI が ChatGPT をリリースすると、生成 AI の利活用が急速に世界中に広まった。あらかじめ定義された学習データを基に特定のタスクを行う従来の AI⁽¹⁰⁾ に対し、生成 AI は、ディープラーニング⁽¹¹⁾ と呼ばれる機械学習の手法を用いて、画像・文章・音楽・デザインなど新たなコンテンツを作成することができる AI である⁽¹²⁾。多くの生成 AI には、汎用的で高い性能を持つ基盤モデル⁽¹³⁾ が使用されている。2023 年 11 月に英国で開かれた AI 安全サミットにおけるブレッチリー宣言では、最先端の AI モデル、すなわち基盤モデルを含む幅広いタスクを実行できる非常に高性能で汎用的な AI モデルには重大なリスクが生じる可能性がある⁽¹⁴⁾。しかし、そのリスクの具体的な内容は明確にされていない。

(7) Cade Metz, Cecilia Kang, “A California Bill to Regulate A.I. Causes Alarm in Silicon Valley,” 2024.8.14. The New York Times website <<https://www.nytimes.com/2024/08/14/technology/ai-california-bill-silicon-valley.html>>

(8) 吉永京子「EU の AI 法と新興技術規制への視点」2024.8.5. 三田評論 ONLINE ウェブサイト <<https://www.mita-hyeron.keio.ac.jp/features/2024/08-4.html>>

(9) 同上、総務省『情報通信白書令和 6 年版』2024.7, p.56. <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/pdf/n1420000.pdf>>

(10) 吉永 前掲注(8)

(11) コンピュータによる機械学習で、人間の脳神経回路を模したニューラルネットワークを多層的にすることで、コンピュータ自らがデータに含まれる潜在的な特徴をとらえ、より正確で効率的な判断を実現させる技術や手法。「ディープラーニング」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp?word=ディープラーニング>> でいーぷらーにんぐ -3160262>

(12) 「生成 AI」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp?word=生成ai-3189844>>; 「生成人工知能」『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp?word=生成人工知能-3133356>>

(13) 文書だけでなく、画像・動画・音声など、膨大なデータでディープラーニングによる事前学習を行った人工知能の機械学習モデル。大規模言語モデル(LLM)(膨大な文章データでディープラーニングによる事前学習を行った言語モデル)をより一般化した学習モデルであり、用途に応じて転移学習(ディープラーニングなどの機械学習において、ある学習済みのモデルを別の分野に適用すること)をさせることで、様々なタスクに適用できる。対話型 AI や画像生成 AI などの生成 AI の主要技術の一つ。「基盤モデル」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp?word=基盤モデル>> 基盤もでる -3132844>

(14) “Policy paper; The Bletchley Declaration by Countries attending the AI Safety Summit, 1-2 November 2023,” 2023.11.1. Gov.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/ai-safety-summit-2023-the-bletchley-declaration/the-bletchley-declaration-by-countries-attending-the-ai-safety-summit-1-2-november-2023>>

2024年6月13日に成立したEUのAI規制法⁽¹⁵⁾は、世界で初めてAIを包括的かつ直接的に規制するものである⁽¹⁶⁾。AIシステムをリスクベースアプローチ⁽¹⁷⁾に基づき規制する一方で、汎用AIモデル⁽¹⁸⁾については、提供する企業に対して技術文書の作成や学習データの要約の提供などを義務付ける包括的な規制を定めている。汎用AIモデルの包括的な規制は、当初は想定されていなかったが、生成AIの登場を受けて追加されたものである⁽¹⁹⁾。

2 カリフォルニア州の動向

カリフォルニア州では、2023-2024年の会期中、AIに関連する167件の法律案がカリフォルニア州議会に提出された。このうち世界の注目を集めたのは、2024年2月に州議会に提出された、最先端のAIモデルの開発者に大きな責任を課し、公共安全に深刻なリスクをもたらす可能性のある高コストで大規模なAIモデルを包括的に規制するという法律案(SB1047)⁽²⁰⁾である。当該法律案では、規制の対象とする「最先端のAIモデル」を計算能力と開発コストの規模で規定する⁽²¹⁾一方、公共安全に深刻なリスクをもたらす可能性があるものとしており、「最先端のAIモデル、すなわち基盤モデルを含む幅広いタスクを実行できる非常に高性能で汎用的なAIモデルには重大なリスクが生じる可能性がある」としたブレッチリー宣言と同様の認識に立つとの見解も見られる⁽²²⁾。生成AIの主要技術である基盤モデルに対する包括的な規制という枠組みは、人間が予見できないことが起きるのではないかという生成AIに対する将来的な不安感の下、予防原則⁽²³⁾の視点に基づいて技術自体の利用に幅広く規制を行うものであるとの評価が見られる⁽²⁴⁾。このような規制の枠組みを採用する前提には、学習に要する計算量が機能・能力の鍵である基盤モデルの構築には多額のコストを要することから、そ

(15) Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828. (Artificial Intelligence Act.) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202401689>

(16) 吉永 前掲注(8)

(17) AIの利活用に関わるリスクの程度を勘案し、公権力による規制の程度をリスクの大きさに対応させることによりリスクを最小化すべきという考え方。荒堀淳一「AI規制がイノベーションに与える影響について」『人工知能学会全国大会論文集 第36回(2022)』2022.7.11, p.1. <https://doi.org/10.11517/pjsai.JSAI2022.0_2J5OS24a01>

(18) 自己教師あり学習(ラベルを付与していないデータに対して疑似的なラベルを付与して学習する手法)により大規模なデータを学習するAIモデルも含め、市場に投入される方法に関係なく、幅広い異なるタスクを適切に実行できる、著しい汎用性を示すAIモデルであって、様々な下流システムやアプリケーションに統合できるもの。AI規制法第3条第63項 2023年6月14日のEUのプレスリリースでは、汎用AIモデルについての義務の対象を「基盤モデルの提供者」としており、汎用AIモデルとは基盤モデルを定義し直したものと考えられる。“MEPs ready to negotiate first-ever rules for safe and transparent AI,” 2023.6.14. European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230609IPR96212/meps-ready-to-negotiate-first-ever-rules-for-safe-and-transparent-ai>>

(19) 吉永 前掲注(8)

(20) Safe and Secure Innovation for Frontier Artificial Intelligence Models Act. (SB1047) <https://leginfo.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB1047>

(21) 第22602条e項

(22) 市川類「AI規制、崩れた「大規模モデル」の前提 米国SB1047の教訓」2024.10.29. NIKKEI Digital Governance ウェブサイト <<https://www.nikkei.com/prime/digital-governance/article/DGXZQOUC1886C0Y4A011C2000000>>

(23) 環境に深刻な回復不能な被害を及ぼすおそれがある場合には、因果関係が科学的に十分に証明されていなくても、速やかに予防措置をとるべきであるとする考え方。「予防原則」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/予防原則-182406>>

(24) 市川 前掲注(22)

の開発を行うことが可能なのは少数の大規模事業者に限定されるという状況があった。しかし、同年春以降の AI 技術とそのアーキテクチャー⁽²⁵⁾の急速な変化の中で、大規模事業者でなくても開発が可能なオープンモデル⁽²⁶⁾や小規模言語モデル⁽²⁷⁾が普及し、このような前提が崩れることとなった⁽²⁸⁾。

SB1047 は、2024 年 8 月に上下両院で可決されたものの、同年 9 月 29 日、ニューサム知事が拒否権を行使したことから、廃案となった。同知事は、拒否権を行使する理由として、発展途上にあるテクノロジーに対する規制においては微妙なバランスが必要であり、規制の基準は、AI モデルの開発コストや規模ではなく、高リスク環境に配備されているか、又は重大な意思決定若しくは機密データの使用に関与しているかについて考慮すべきであると述べている⁽²⁹⁾。この法律案の廃案により、生成 AI 及びその主要技術である基盤モデルについても、包括的に規制するのではなく、イノベーション阻害の可能性も考慮した上で、具体的なリスクとその利用形態を特定して規制するというリスクベースアプローチへの方向転換の必要性が改めて示されたものと考えられる⁽³⁰⁾。

II カリフォルニア州で制定された生成 AI に関する法律の概要

2024 年 9 月、ニューサム知事は、州議会において可決された AI 関連の法律案のうち、SB1047 を除く 17 件に署名した。これら 17 件の法律は、AI がもたらす課題に個別に対処するものである。生成 AI に関しては、説明可能性及び検証可能性の確保という AI システムの透明性を担保することを重視した法整備が行われた。また、生成 AI により悪化するリスクとして指摘されている虚偽情報や知的財産権の侵害については、既存の法律を改正する法律として制定された⁽³¹⁾。生成 AI をどのように規制するかは世界的に注目されている政策課題であり、直接的に生成 AI に関して規定する 4 件の法律の概要を紹介する。

(25) コンピュータの特性を決定するデータの形式やハードウェアの機能分担などを含めた、コンピュータシステムの基本構造。「アーキテクチャー」『デジタル大辞泉』コトバンクウェブサイト <<https://kotobank.jp/word/あーきてくちやー-3142599>>

(26) 一般的なオープンソースの定義（ソースコードを公開し、再配布を認める）とは異なり、ウェイト（学習用ソフトウェアに学習用データを入力し作成されたデータ）や事前に訓練されたパラメータは利用できるが、実際のソースコードや訓練データは利用できないソフトウェア。Richard Nieva 「Google が最新 AI モデル Gemma を「オープンモデル」で公開した背景」2024.2.27. Forbes Japan ウェブサイト <<https://forbesjapan.com/articles/detail/69360>>

(27) 大規模言語モデルよりパラメータ数が小さく、運用コストが抑えられ、機微なデータを扱う分野に適している。「生成 AI を低コストで 小規模言語モデル「SLM」参入活発」『日本経済新聞』（電子版）2024.7.29. <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC2479C0U4A720C2000000/>>

(28) 市川 前掲注 (22)

(29) [the Veto Message], 2024.9.29. Governor of California website <<https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2024/09/SB-1047-Veto-Message.pdf>>

(30) 市川 前掲注 (22)

(31) 17 件の法律のうち、虚偽情報（ディープフェイク）の規制に関する法律については、北村弥生「【アメリカ】選挙広告における AI 等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定（カリフォルニア州）」『外国の立法』No.301-2, 2024.11, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/13783827>>; 同「【アメリカ】カリフォルニア州におけるディープフェイクを規制する法律」『外国の立法』No.302-1, 2025.1, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/13979498>> を参照。

1 人工知能に関して民法典第3編第4部に第15.2節(第3110条以下)を加える法律

人工知能に関して民法典第3編第4部に第15.2節(第3110条以下)を加える法律(AB2013)⁽³²⁾は、AIの透明性を高めることを目的とした法律である。カリフォルニア州民が購入し、及び利用するAIシステムについて十分な情報を得た上での意思決定を行うことができるようにすることを目的として⁽³³⁾、民法典⁽³⁴⁾第3編第4部に第15.2節「AI学習データの透明性」を追加した。2024年9月28日に制定され、2025年1月1日に施行された。内容は、次のとおりである。

その利用条件に報酬が含まれるか否かにかかわらず、カリフォルニア州民に利用提供される2022年1月1日以降にリリースされた現行及び将来の生成AIシステム又はサービスの開発者⁽³⁵⁾は、当該開発者のインターネットウェブサイト、生成AIシステム又はサービスの学習に使用したデータに関する文書による記録(documentation)を掲載しなければならない(第3111条柱書)。この文書による記録には、データセットの①情報源又は所有者、②使用方法、③データ・ポイント⁽³⁶⁾の数、④著作権等によって保護されたデータの有無、⑤開発者がデータセットをどのように取得したか、⑥個人情報の有無、⑦開発者によるデータセットの変更の有無などの情報が含まれる(第3111条a項)。生成AIシステム又はサービスが①セキュリティ及び完全性⁽³⁷⁾の確保の補助のみの目的で使用される場合、②米国領空における航空機の運航のみの目的で使用される場合又は③国家安全保障、軍事若しくは防衛目的で開発され、連邦政府機関のみに提供される場合は、開発者にこの文書による記録の掲載を要求してはならない(第3111条b項)。

2 カリフォルニア州 AI 透明性法

カリフォルニア州 AI 透明性法 (SB942)⁽³⁸⁾は、生成AIシステムによって生成されたコンテンツをより確実に識別できるようにすることに焦点を当て、生成AIの開発者に対してAI生成コンテンツのラベル付けと検出機能の提供を義務付けるものである⁽³⁹⁾。事業及び職業法典⁽⁴⁰⁾

(32) An act to add Title 15.2 (commencing with Section 3110) to Part 4 of Division 3 of the Civil Code, relating to artificial intelligence. (AB2013) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013>

(33) Bill Analysis Assembly Privacy and Consumer Protection. 2024.4.28. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013>

(34) Civil Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CIV&tocTitle=+Civil+Code++CIV>>

(35) 公衆が使用する人工知能システム又はサービスを設計し、コーディングし、制作し、又は実質的に変更する個人、パートナーシップ、州政府若しくは地方自治体の機関又は企業をいう。民法典第3110条b項

(36) データセットが、統計的機械学習などの分野において、標本空間から取り出された個々の標本(サンプル)の集合であるのに対して、個々の標本をデータ・ポイントと呼ぶ。「データセット」『日本大百科全書』コトバンクウェブサイト <https://kotobank.jp/word/データセット-3160616#goog_rewarded>

(37) ①ネットワーク又は情報システムが保存され、又は送信された個人情報の可用性、真正性、完全性及び機密性を損なうセキュリティインシデントを検出することができること、②企業がセキュリティインシデントを検出し、悪意のある、欺まんの、詐欺的な、又は違法な行為に抵抗し、それらの行為の責任者の訴追を支援することができること、③企業が自然人の物理的安全を確保することができることを意味する。民法典第1798.140条ac項

(38) California AI Transparency Act. (SB942) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB942>

(39) “Governor Newsom signs bills to crack down on sexually explicit deepfakes & require AI watermarking.” 2024.9.19. Governor of California website <<https://www.gov.ca.gov/2024/09/19/governor-newsom-signs-bills-to-crack-down-on-sexually-explicit-deepfakes-require-ai-watermarking/>>

第 8 編に第 25 章「AI 透明性法」を追加した。2024 年 9 月 19 日に制定され、施行日は 2026 年 1 月 1 日である（第 22757.6 条）。内容は、次のとおりである。

同法の適用対象となる（生成 AI システムの）提供者⁽⁴¹⁾（以下「提供者」）は、一般にアクセス可能であり、画像等のコンテンツが提供者の生成 AI システムによって生み出され、又は加工されたかどうかを評価できるツール（以下「AI 検出ツール」）をユーザーに対して無料で提供しなければならない（第 22757.2 条 a 項）。

提供者は、自らの生成 AI システムによって生み出され、又は加工された画像等のコンテンツに、AI 生成コンテンツであると識別でき、明確で、コンテンツの媒体に適し、合理的な人物が理解可能な、削除が極めて困難である表示を含むオプションをユーザーに提供しなければならない（第 22757.3 条 a 項）。また、提供者は、自らの生成 AI システムによって生み出された AI 生成コンテンツに、提供者の名称、作成日時、固有の識別子等の情報を含み、第 22757.2 条 a 項に基づき提供者がユーザーに提供する AI 検出ツールで検出可能な、削除が極めて困難である表示を含めなければならない（第 22757.3 条 b 項）。

提供者は、システムによって生み出され、又は加工されたコンテンツに要件を満たす情報開示を含めることができなくなるように、第三者である被許諾者がライセンスを得た生成 AI システムを改変したことを認識した場合は、被許諾者の行為を発見してから 96 時間以内にライセンスを取り消さなければならない（第 22757.3 条 c 項）。

同法の規定に違反した提供者は、司法長官等が提起する民事訴訟において、違反 1 件につき 5,000 ドル⁽⁴²⁾の民事制裁金を科される責任を負う（第 22757.4 条 a 項）。ライセンスが取り消された後に、第三者である被許諾者が生成 AI システムの使用を停止しなかった場合、司法長官等は、差止命令による救済並びに合理的な弁護士費用及び報酬を求める民事訴訟を提起することができる（第 22757.4 条 c 項）。

3 生成人工知能説明責任法

生成人工知能説明責任法（SB896）⁽⁴³⁾は、生成 AI の利用がもたらす重大なリスクの分析及び人と生成 AI 間のコミュニケーションについて規定するものである。政府法典⁽⁴⁴⁾の第 2 巻第 3 編第 1 部に第 5.9 章「生成人工知能ツール」を追加した。2024 年 9 月 29 日に制定され、2025 年 1 月 1 日に施行された。内容は次のとおりである。

同法は、自動意思決定（automated decisionmaking）技術の審査、採用、管理、統制及び規制における州の政府機関、局及び出先機関の意思決定を導くものとする（第 11549.63 条 f 項）。州の政府機関、局及び委員会は、詐欺、差別及びプライバシーへの脅威から消費者、患者、乗客及び学生を保護し、生成 AI の利用から生じる可能性のあるその他のリスクに対処するため

(40) Business and Professions Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=BPC&tocTitle=+Business+and+Professions+Code+-+BPC>>

(41) 毎月 100 万人以上の訪問者又はユーザーがおり、州の地理的境界内で一般公衆がアクセスできる生成 AI システムを開発し、コーディングし、又は制作する者をいう。事業及び職業法典第 22757.1 条 b 項

(42) 1 ドルは 150 円（令和 6 年 12 月分報告省令レート）。

(43) Generative Artificial Intelligence Accountability Act. (SB896) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB896>

(44) Government Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=GOV&tocTitle=+Government+Code+-+GOV>>

にその権限を活用しなければならない（第 11549.63 条 h 項）。

同法は、技術局に対し、行政運営局、データ・イノベーション局及び人事局の指導の下、州知事令⁽⁴⁵⁾により知事に提出が義務付けられている、生成 AI の利用に関するリスク分析の報告書⁽⁴⁶⁾を更新することを義務付ける（第 11549.65 条 a 項）。緊急事態対策局（Office of Emergency Services）⁽⁴⁷⁾は、必要に応じて民間部門や議会とも連携し、生成 AI の利用によってカリフォルニア州の重要なインフラにもたらされる潜在的な脅威についてリスク分析を行い、分析の概要を毎年議会に提出しなければならない（第 11549.65 条 b 項）。

また同法は、州政府のサービス及び給付金に関して生成 AI を利用して人と直接的にコミュニケーションをとる州の政府機関又は局に対し、それらのコミュニケーションに①当該コミュニケーションが生成 AI によって生成されたことを示す警告文、②規定に基づき、州の政府機関又は局の人としての職員に連絡する方法を説明する情報等、の両方を確実に含めることを義務付ける（第 11549.66 条）。

4 医療サービスに関して衛生安全法典第 2 編に第 2.13 章（第 1339.75 条以下）を加える法律

医療サービスに関して衛生安全法典第 2 編に第 2.13 章（第 1339.75 条以下）を加える法律（AB3030）⁽⁴⁸⁾は、人と生成 AI 間のコミュニケーションについて規定するものであり、規定内容は上述の「生成人工知能説明責任法」第 11549.66 条の規定とほぼ同じである。衛生安全法典⁽⁴⁹⁾に第 2 編第 2.13 章「医療サービスにおける AI」を追加した。2024 年 9 月 28 日に制定され、2025 年 1 月 1 日に施行された。内容は次のとおりである。

患者の臨床情報に関して生成 AI を利用して書面又は口頭による患者とのコミュニケーションをとる医療施設等は、それらのコミュニケーションに①コミュニケーションが生成 AI によって生成されたことを示す警告文、②規定に基づき、医療供給者⁽⁵⁰⁾等の適切な人物に連絡する方法を患者に説明する情報等、の両方を確実に含めることを義務付ける（第 1339.75 条 a 項）。なお、コミュニケーションが生成 AI によって生成され、医療供給者の免許を受け、又は資格を認定された者によって読まれ、確認される場合は、同条 a 項の要件は適用されない（同条 b 項）。

(45) Executive Order N-12-23. <https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2023/09/AI-EO-No.12-_-GGN-Signed.pdf>

(46) “State of California: Benefits and Risks of Generative Artificial Intelligence Report,” 2023.11. Government Operations website <https://www.govops.ca.gov/wp-content/uploads/sites/11/2023/11/GenAI-EO-1-Report_FINAL.pdf> 州知事令（Executive Order N-12-23, *ibid.*）の第 1 条において、カリフォルニア州政府機関による生成 AI ツールの展開について、使用事例を検討し、リスクを評価した報告書を州知事令の発令から 60 日以内に作成し、州知事への提出が義務付けられていた。

(47) カリフォルニア州における地震、洪水、大規模な山火事、長期化する干ばつの影響、公衆衛生上の緊急事態、サイバーセキュリティ攻撃、農業及び動物災害、さらには国土安全保障に対する脅威に対処するための積極的なアプローチをとる政府機関。“Office of the Director.” Cal OES website <<https://www.caloes.ca.gov/office-of-the-director/>>

(48) An act to add Chapter 2.13 (commencing with Section 1339.75) to Division 2 of the Health and Safety Code, relating to health care services. (AB3030) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB3030>

(49) Health and Safety Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=HSC&tocTitle=+Health+and+Safety+Code+-+HSC>>

(50) カリフォルニア州規則集（California Code of Regulations）第 37000 条 <https://www.cdph.ca.gov/Programs/CCDPPH/DEODC/CLPPB/Pages/title17_37000.aspx> では、事業及び職業法典第 2 編第 5 章第 3 款（第 2050 条から第 2078 条）に従って医療行為を行うことを認可された者、同法典第 2 編第 6 章第 8 款（第 2834 条から第 2837 条）に従ってナースプラクティショナーとして行為を行うことを認可された者又は同法典第 2 編第 7.7 章第 3 款（第 3513 条から第 3519.5 条）に従って医師助手として行為を行うことを許可された者と規定している。

おわりに

2024年9月に成立したAI関連の一連の法律では、生成AIに対する規制は、透明性の確保に重点が置かれた。ニューサム知事は、生成AIが公共の利益の向上に貢献するという将来性を不必要に妨げることなく、カリフォルニア州民をAIリスクから保護するという課題を踏まえ、州議会、連邦政府、テクノロジーの専門家、倫理学者及び学术界と協力し、立法や規制を含め、適切な進むべき道を見つけることに尽力するとしている⁽⁵¹⁾。同知事は、生成AIの専門家にカリフォルニア州において生成AIを展開するための実用的なガイドラインの開発に対する支援を要請するなど、生成AI産業に対するバランスの取れた規制の策定に取り組んでおり、法律の制定についても、次の会期（2025-2026年）においても引き続き州議会と協力していくとしている⁽⁵²⁾。

カリフォルニア州の今後の動きに注目したい。

(きたむら やよい)

(51) [the Veto Message], *op.cit.*(29)

(52) “Governor Newsom announces new initiatives to advance safe and responsible AI, protect Californians,” *op.cit.*(6)

人工知能に関して [カリフォルニア州] 民法典第 3 編第 4 部に 第 15.2 節 (第 3110 条以下) を加える法律 (Assembly Bill No. 2013 Chapter 817)

An act to add Title 15.2 (commencing with Section 3110) to Part 4 of Division 3 of the Civil Code,
relating to artificial intelligence. (Assembly Bill No. 2013 Chapter 817)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

第 1 条

[カリフォルニア州] 民法典第 3 編第 4 部に第 15.2 節 (第 3110 条以下) を加え、次のとおりとする。

第 15.2 節 人工知能学習データの透明性

第 3110 条

本節の目的上、次に掲げる定義が適用されるものとする。

- (a) 「人工知能」とは、工学的又は機械的システムであって、それ自体の自律性⁽¹⁾ レベルが様々であり、明示的な、又は黙示的な目的のために、それが受け取った入力情報から物理的な、又は仮想的な環境に影響を与えることができる出力を生成する方法を推論できるものをいう。
- (b) 「開発者」とは、公衆が使用する人工知能システム又はサービスを設計し、コーディングし、制作し、又は実質的に変更する個人、パートナーシップ⁽²⁾、州政府若しくは地方自治体の機関又は企業をいう。本項の適用に当たっては、「公衆」には、第 1799.1a 条 c 項第 1 号 (A) に定義される関連会社⁽³⁾ 又は病院の医療スタッフは含まれない。
- (c) 「生成人工知能」とは、人工知能であって、人工知能の学習データの構造及び特性を模倣して作出する合成のテキスト、画像、映像及び音声などのコンテンツを生成できるものをいう。
- (d) 「実質的に変更する」又は「実質的な変更」とは、再学習又は微調整の結果を含め、生成人工知能システム又はサービスの機能若しくは性能を実質的に変更する、当該システム又はサービスの新しいバージョン、新しいリリースその他の更新をいう。

* この翻訳は、人工知能に関して [カリフォルニア州] 民法典第 3 部第 4 章に第 15.2 節 (第 3110 条以下) を加える法律 (Stats. 2024, Ch. 817. (AB 2013) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2013> を訳出したものである。[] 内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 2 日である。

- (1) 個体が外部からの指示や制御なしに、自己の意志や決定に基づいて行動できる能力を指す。岡瑞起・橋本康弘『AI 時代の質問力プロンプトリテラシー—「問い」と「指示」が生成 AI の可能性を最大限に引き出す—』翔泳社、2024.7, p.202.
- (2) 複数の者が営利目的で金銭、動産、不動産その他の財産権、労務、技術などを出資して事業を行う契約関係又はこれらの団体。小山貞夫『英米法律語辞典』研究社、2011, p.808.
- (3) 「関連会社」とは、直接的又は間接的に、1 つ以上の仲介業者を通じて、他の事業体を支配する、支配を受ける、又は共通の支配下にある事業体をいう。

- (e) 「合成データ生成」とは、シード⁽⁴⁾データを使用して、シードデータの統計的な特性の一部を有する人工データを生み出すプロセスをいう。
- (f) 「生成人工知能システム又はサービスの学習」には、人工知能システム又はサービスの開発者によるテスト、検証又は微調整が含まれる。

第3111条

2022年1月1日以降にリリースされた現行及び将来の生成人工知能システム若しくはサービス又は実質的に変更された生成人工知能システム若しくはサービスについては、利用条件に報酬が含まれるか否かにかかわらず、2026年1月1日以前に、それ〔2026年1月1日〕より後は使用のためにカリフォルニア州民に公開される都度その前に、当該システム又はサービスの開発者は、当該開発者のインターネットウェブサイト、次に掲げる全ての、ただしそれに限定されない、当該生成人工知能システム又はサービスの学習に当該開発者が使用したデータに関する文書による記録〔documentation〕を掲載しなければならない。

- (a) 次に掲げる、ただしそれに限定されない、事項を含む、生成人工知能システム又はサービスの開発に利用したデータセットの概要
- (1) データセットの情報源又は所有者
 - (2) データセットが人工知能システム又はサービスの意図する目的をどのように促進するかの説明
 - (3) 一般的な範囲で、動的なデータセットの推定値を含む、データセットに含まれるデータ・ポイント⁽⁵⁾の数
 - (4) データセットに含まれるデータ・ポイントの種類についての説明 本項の適用に当たっては、次に掲げる定義が適用される。
 - (A) ラベルを含むデータセットに適用される場合は、「データ・ポイントの種類」とは使用されるラベルの種類をいう。
 - (B) ラベルを含まないデータセットに適用される場合は、「データ・ポイントの種類」とは一般的な特性をいう。
 - (5) データセットに著作権、商標権若しくは特許権によって保護されたデータを含むか否か、又はデータセットが完全にパブリックドメインであるか否か
 - (6) データセットが、開発者によって購入され、又は許諾を得たものであるか否か
 - (7) データセットが、第1798.140条v項⁽⁶⁾で定義されている個人情報を含むか否か
 - (8) データセットが、第1798.140条b項⁽⁷⁾で定義されている集計された消費者情報を含む

(4) 「シード」とは、主として擬似乱数（乱数の代用とするため、計算によって乱数に似た数列を作成したもの）を生成する際の初期値をいう。「seed」『SPED 理工系英和辞典』JapanKnowledge Lib ウェブサイト <<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=40300SPED547220>>

(5) データセットが、統計的機械学習などの分野において、標本空間から取り出された個々の標本（サンプル）の集合であるのに対して、個々の標本をデータ・ポイントと呼ぶ。「データセット」『日本大百科全書』コトバンクウェブサイト <https://kotobank.jp/word/データセット-3160616#goog_rewarded>

(6) 「個人情報」とは、特定の消費者又は世帯を直接的又は間接的に識別し、関連付け、記述し、連想することが合理的に可能な、又は合理的に結び付けることができる情報をいう。民法典第1798.140条v項では、固有の個人識別子、生体認証情報など多くの具体例を示している。

(7) 「集計された消費者情報」とは、消費者のグループ又はカテゴリーに関連する情報で、個々の消費者の身元が削除され、いかなる消費者又は世帯にもデバイスを紹介するなどしてリンクされていない、又はリンクすることが合理的に不可能な情報をいう。

か否か

- (9) 人工知能システム又はサービスに関連するこれらの取組みの本来の目的を含む、開発者によるデータセットのクリーニング、処理その他の変更の有無
 - (10) データ収集が継続中の場合はその旨の通知を含む、データセット内のデータの収集期間
 - (11) 人工知能システム又はサービスの開発中にデータセットが最初に使用された日付
 - (12) 生成人工知能システム又はサービスが、その開発において合成データ生成を使用したか、又は継続的に使用しているか否か。開発者は、当該システム又はサービスの本来の目的に関連して、合成データの機能上の必要性又は期待した目的の説明を含めることができる。
- (b) 次に掲げる生成人工知能システム又はサービスのいずれかに該当する場合は、当該人工知能システム又はサービスの学習に使用されたデータに関する文書による記録を掲載することを開発者に要求してはならない。
- (1) セキュリティ及び完全性の確保の補助を唯一の目的とする生成人工知能システム又はサービス。この項の適用に当たっては、「セキュリティ及び完全性」とは、第 1798.140 条 ac 項⁽⁸⁾の定義と同義であり、開発者又はユーザーに適用される場合を除き、同条 d 項⁽⁹⁾で定義される企業に限定されない。
 - (2) 米国領空における航空機の運航のみを目的とする生成人工知能システム又はサービス
 - (3) 連邦政府にのみ提供される、国家の安全保障、軍事又は防衛の目的のために開発された生成人工知能システム又はサービス

(きたむら やよい)

(8) 「セキュリティ及び完全性」とは、①ネットワーク又は情報システムが保存され、又は送信された個人情報の可用性、真正性、完全性及び機密性を損なうセキュリティインシデントを検出することができること、②企業がセキュリティインシデントを検出し、悪意のある、欺まんの、詐欺的な、又は違法な行為に抵抗し、それらの行為の責任者の訴追を支援することができること、③企業が自然人の物理的安全を確保することができることを意味すると規定されている。

(9) 「企業」とは、カリフォルニア州で事業を営み、株主又はその他の所有者の利益又は財務的利得のために組織され、又は運営され、消費者の個人情報の収集等を行い、年間総収益が 2500 万ドルを超えているなどの基準を満たす個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、会社、協会又はその他の法人をいうと規定されている。1 ドルは 150 円 (令和 6 年 12 月分報告省令レート)。

カリフォルニア州 AI 透明性法 (Senate Bill No. 942 Chapter 291)

California AI Transparency Act (Senate Bill No. 942 Chapter 291)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

第 1 条

[カリフォルニア州] 事業及び職業法典第 8 編に第 25 章 (第 22757 条以下) を加え、次のとおりとする。

第 25 章 AI 透明性法

第 22757 条

本章は、カリフォルニア州 AI 透明性法と称する。

第 22757.1 条

本章で使用される用語の意義は、次の条項に定めるところによる。

- (a) 「人工知能」又は「AI」とは、工学的又は機械的システムであって、それ自体の自律性⁽¹⁾ レベルが様々であり、明示的な、又は黙示的な目的のために、それが受け取った入力情報から物理的な、又は仮想的な環境に影響を与えることができる出力を生成する方法を推論できるものをいう。
- (b) 「対象となる提供者」とは、毎月 100 万人以上の訪問者又はユーザーを有し、州の地理的境界内で一般にアクセスできる生成 AI システムを生み出し、コーディングし、又は制作する者をいう。
- (c) 「生成人工知能システム」又は「生成 AI システム」とは、人工知能であって、システムの学習データの構造及び特性を模倣して作出する合成のテキスト、画像、映像及び音声などのコンテンツを生成できるものをいう。
- (d) 「潜在的」とは、存在はするが顕在的ではないことをいう。
- (e) 「顕在的」とは、自然人によって容易に知覚され、理解され、又は認識されることをいう。
- (f) 「メタデータ」とは、データに関する構造的又は記述的な情報をいう。
- (g) 「個人情報」とは、民法典第 1798.140 条で定義されているもの⁽²⁾ と同一の意味である。

* この翻訳は、カリフォルニア州 AI 透明性法 (Stats. 2024, Ch. 291. (SB 942) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB942>) を訳出したものである。[] 内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 2 日である。

(1) 個体が外部からの指示や制御なしに、自己の意志や決定に基づいて行動できる能力を指す。岡瑞起・橋本康弘『AI 時代の質問クプロンプトリテラシー—「問い」と「指示」が生成 AI の可能性を最大限に引き出す—』翔泳社、2024, p.202.

(2) 「個人情報」とは、特定の消費者又は世帯を直接的又は間接的に識別し、関連付け、記述し、連想することが合理的に可能な、又は合理的に結び付けることができる情報をいう。民法典第 1798.140 条 v 項では、固有の個人識別子、生体認証情報など多くの具体例を示している。

- (h) 「個人来歴データ」とは、次に掲げる情報のいずれかを含む来歴データをいう。
- (1) 個人情報
 - (2) 特定のユーザーと合理的に関連付けることができる固有のデバイス、システム又はサービス情報
- (i) 「来歴データ」とは、デジタルコンテンツの真正性、出所又は変更履歴を検証することを目的として、デジタルコンテンツに埋め込まれた、又はデジタルコンテンツのメタデータに含まれるデータをいう。
- (j) 「システム来歴データ」とは、特定のユーザーと関連付けることが合理的に可能ではない来歴データであって、次に掲げる情報のいずれかを含むものをいう。
- (1) 一つのデジタルコンテンツの生成に使用されたデバイス、システム又はサービスの種類に関する情報
 - (2) コンテンツの真正性に関する情報

第 22757.2 条

- (a) 対象となる提供者は、次に掲げる基準の全てを満たす AI 検出ツールを無償でユーザーに提供しなければならない。
- (1) 画像、映像若しくは音声のコンテンツ又はそれらを組み合わせたものが対象となる提供者の生成 AI システムによって生み出され、又は加工されたかどうかをユーザーが評価できるツールであること。
 - (2) コンテンツから検出されたいかなるシステム来歴データも出力するツールであること。
 - (3) コンテンツから検出されたいかなる個人来歴データも出力しないツールであること。
 - (4) (A) (B) の規定に従うことを条件に、一般にアクセス可能となるツールであること。
(B) 対象となる提供者は、生成 AI システムのセキュリティ又は完全性に対する明白なリスクを防止し、又は対応するために、当該ツールへのアクセスに合理的な制限を課すことができる。
 - (5) ユーザーがコンテンツをアップロードし、又はオンラインコンテンツにリンクするユニフォーム・リソース・ロケーター (URL) を提供することができるツールであること。
 - (6) 対象となる提供者のインターネットウェブサイトにはアクセスすることなく、ユーザーが当該ツールを起動することを可能にするアプリケーションプログラミングインターフェース [API] を補助するツールであること。
- (b) 対象となる提供者は、対象となる提供者の AI 検出ツールの有効性に関するユーザーからのフィードバックを収集し、関連するフィードバックをツールの有効性を改善するためのあらゆる試みに盛り込むものとする。
- (c) 対象となる提供者は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) (A) (B) に規定する場合を除き、対象となる提供者の AI 検出ツールのユーザーから個人情報を収集し、又は保持すること。
(B) (i) b 項に従ってフィードバックを提出したユーザーが対象となる提供者からの連絡を希望する場合において、対象となる提供者が当該ユーザーの連絡先情報を収集及び保持するとき。
(ii) (i) に従って収集されたユーザー情報が、対象となる提供者の AI 検出ツールの有効性を評価及び改善する目的でのみ利用される場合

- (2) この条を遵守するために必要な期間を超えて、AI 検出ツールに提出されたコンテンツを保持すること。
- (3) ユーザーにより AI 検出ツールに提出されたコンテンツに含まれる個人来歴データを保持すること。

第 22757.3 条

- (a) 対象となる提供者は、自らの生成 AI システムにより生み出され、又は加工された画像、映像若しくは音声のコンテンツ又はそれらを組み合わせたものに、次に掲げる基準の全てを満たす顕在的な情報開示を含むオプションをユーザーに提供しなければならない。
 - (1) 情報開示によりコンテンツが AI 生成コンテンツであることが識別されること。
 - (2) 情報開示が明確で目立ち、コンテンツの媒体に適しており、合理的な人物であれば理解できること。
 - (3) 技術的に可能な範囲において、情報開示が恒久的であるか、又は削除が極めて困難であること。
- (b) 対象となる提供者は、自らの生成 AI システムにより生み出された AI 生成の画像、映像若しくは音声のコンテンツ又はそれらを組み合わせたものに、次に掲げる基準の全てを満たす潜在的な情報開示を含めなければならない。
 - (1) 技術的に実行可能かつ合理的な範囲において、情報開示により次に掲げる全ての情報を、直接的に [伝達すること]、又は恒久的なインターネットウェブサイトへのリンクを通じて伝達すること。
 - (A) 対象となる提供者の名称
 - (B) 当該コンテンツを生み出し、又は加工した生成 AI システムの名称及びバージョン番号
 - (C) コンテンツの創出又は加工の日時
 - (D) 固有の識別子
 - (2) 対象となる提供者の AI 検出ツールで情報開示が検出可能であること。
 - (3) 広く受け入れられている業界標準に情報開示が一致していること。
 - (4) 技術的に可能な範囲において、情報開示が恒久的であるか、又は削除が極めて困難であること。
- (c) (1) 対象となる提供者は、自らが第三者に生成 AI システムのライセンスを供与する場合は、契約により、被許諾者に対して当該システムにより生み出し、又は加工するコンテンツに b 項で義務付けられている情報開示を含む当該システムの能力を維持することを義務付けなければならない。
 - (2) 対象となる提供者は、当該システムが生み出し、又は加工するコンテンツに b 項で義務付けられている情報開示を含めることができなくなるように、被許諾者がライセンスの供与を受けた生成 AI システムを改変したことを認識した場合は、被許諾者の行為を発見してから 96 時間以内に当該ライセンスを取り消さなければならない。
 - (3) 第三者である被許諾者は、[c 項] 第 2 号に従って対象となる提供者により当該システムのライセンスを取り消された後は、ライセンスを供与された生成 AI システムの使用を中止しなければならない。

第 22757.4 条

(a) (1) この章に違反した対象となる提供者は、[州] 司法長官、市法務官⁽³⁾又は郡顧問官⁽⁴⁾が提起する民事訴訟において、違反 1 件につき 5,000 ドル⁽⁵⁾の民事制裁金を科される責任を負う。

(2) この項に従って提起された訴訟で勝訴した原告は、全ての合理的な弁護士費用及び報酬を受ける権利を有する。

(b) 対象となる提供者によるこの章の違反は、日ごとに別個の違反とみなすものとする。

(c) 第 22757.3 条 c 項第 3 号の第三者の被許諾者による違反については、[州] 司法長官、郡顧問官又は市法務官は、次に掲げる請求の両方のために一件の民事訴訟を提起することができる。

(1) 差止命令による救済

(2) 合理的な弁護士費用及び報酬

第 22757.5 条

本章は、ユーザーによって生成されないビデオゲーム、テレビ番組、ストリーミング、映画若しくはインタラクティブな体験だけを提供する製品、サービス、インターネットウェブサイト又はアプリケーションには適用されない。

第 22757.6 条

本章は、2026 年 1 月 1 日に施行される。

(きたむら やよい)

(3) 市法務官 (city attorney) は、市長、市理事、市支配人、委員に対して高レベルの専門的・時宜を得た法律上の助言者である。牧田義輝「カリフォルニア州の地方自治と広域行政」(比較地方自治研究会による各国の政策研究 (平成 25 年度比較地方自治研究会調査研究報告書)) 2013.9.10, p.19. 自治体国際化協会ウェブサイト <https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/h25_houkokusyo_01.pdf>

(4) 郡顧問官 (county counsel) は、郡の行政機関に対し、法的助言及びサポートを提供する。また、郡及びその職員が関わる民事訴訟や行政聴聞会において法的代理を行う。“County Counsel.” County of Placer website <<https://www.placer.ca.gov/2701/County-Counsel>>

(5) 1 ドルは 150 円 (令和 6 年 12 月分報告省令レート)。

生成人工知能説明責任法 (Senate Bill No. 896 Chapter 928)

Generative Artificial Intelligence Accountability Act (Senate Bill No. 896 Chapter 928)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

第 1 条

この法律は、生成人工知能説明責任法と称する。

第 2 条

[カリフォルニア州] 政府法典第 2 卷第 3 編第 1 部に第 5.9 章 (第 11549.63 条以下) を加え、次のとおりとする。

第 5.9 章 生成人工知能ツール

第 11549.63 条

本議会は、次の見解を示し、宣言する。

- (a) 本議会は、人工知能 (AI) が市民の生活及び政府の機能を改善する非常に大きな潜在能力を有していることを認識している。しかし、本議会はまた、AI の利用は、AI の時代において全てのカリフォルニア州民の権利と機会が保護されることを確かなものにするために、公平性、透明性、プライバシー及び説明責任の原則によって導かれなければならないことも認識している。
- (b) さらに、本議会は、生成人工知能 (生成 AI) がその独自の機能により有意義で有益な利用を可能にすることを認識しているが、生成 AI は、民主的で法的なプロセス、偏見及び公平性、公衆衛生及び安全並びに経済を含む重要な分野において、従来型の AI と比較して今までにないリスクを引き起こし、保護が不十分な政府システム及びこのテクノロジーによる意図しない、又は緊急の有害な影響に対処するための措置が必要であることを認識している。加えて、人間が我々の社会に根付いた明示的な、及び黙示的な偏見を有しているために、生成 AI は、入力データから学習するに従い、これらの偏見を増幅する能力を持つ。したがって、公平性を促進するであろう [ソフトウェア等の] 実装を優先し、偏見及びその他の悪影響を防ぐために、全ての生成 AI の入力、出力及び製品について、様々な分野、異なる地域、収入、人種、民族、ジェンダー、年齢、宗教、能力及び性的指向において、カリフォルニア州民への影響を考慮することが不可欠である。
- (c) 個人又はグループは、AI システムの設計、開発、展開又は利用において、人種、ジェンダー、年齢、宗教、性的指向その他の保護された特性を理由に差別されてはならない。生成 AI 技術の革新及び展開の未曾有の速さにより、バイオテロ、サイバー攻撃、偽情報、虚偽、プラ

* この翻訳は、生成人工知能説明責任法 (Stats. 2024, Ch. 928. (SB 896) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202320240SB896>) を訳出したものである。[] 内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 2 日である。

イバシー侵害及び差別又は偏見を含むが、それに限定されない潜在的なリスク又は悪用から保護するための先を見据えた防護柵が必要となる。

- (d) 本議会は、生成 AI システムの利用における透明性の重要性を断言する。公衆は、いつ州が利用する生成 AI とやり取りをしたのかについて知る権利があり、そのやりとりのアクセスしやすい識別を得る権利がある。
- (e) 本議会は、生成 AI システムの利用はプライバシー及び市民的自由⁽¹⁾の保護と一致しなければならないが、公平性及び社会正義への責任によって導かれなければならないことを認識する。この法律を制定する本議会の意図は、全ての生成 AI システムがプライバシー及び市民的自由に関する州及び連邦の法及び規則と一致する方法で設計され、及び展開され、偏見を最小化し、全てのカリフォルニア州民にとって公平な結果を促進することである。
- (f) 「2022 年ホワイトハウス AI 権利章典の青写真」⁽²⁾、知事による行政指導、法又は規則による要件及び発展するベストプラクティスに加え、本法は、自動意思決定 [automated decisionmaking] 技術⁽³⁾の審査、採用、管理、統制及び規制における州の政府機関、局及び出先機関の意思決定を導くものとする。
- (g) ベストプラクティスの研究を進めると同時に、AI 並びに関連する倫理、プライバシー及びセキュリティへの配慮についての指導の提供など、州の生成 AI 人材開発の需要に合致する学生を養成するために、官民横断パートナーシップを構築するものとする。さらに州は、州の特定の職務において生成 AI 専門家の採用、雇用及び養成を行う必要があり、州の各政府機関は、その目標を達成するための情報伝達経路 [pipeline] 及びインフラの整備のために協力しなければならない。
- (h) 州の政府機関、局及び委員会は、詐欺、差別及びプライバシーへの脅威から消費者、患者、乗客及び学生を保護し、金融安定リスクを含む、生成 AI の利用から生じる可能性のあるその他のリスクに対処するために、その権限を活用しなければならない。州の政府機関、局及び委員会は、規則制定を検討し、現行の規則及び指針を生成 AI 又はその他の自動意思決定システムに適用するか否かを目立たせ、又は明確化しなければならない。

第 11549.64 条

本章で使用される用語の意義は、次の条項に定めるところによる。

- (a) 「人工知能」とは、工学的又は機械的システムであって、それ自体の自律性⁽⁴⁾レベルが様々

(1) 言論・出版の自由、集会の自由など市民が享受すべき自由。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.147.

(2) The White House, *Blueprint for an AI Bill of Rights*, 2022.10. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/10/Blueprint-for-an-AI-Bill-of-Rights.pdf>> AI を含む「自動化システム」を構築しガバナンスする際に、米国民の人権を保護しつつ民主主義的価値を推進するための政策及び実践方法の開発のサポートを目的とした白書。既存の法令や規則を修正したりするものではなく、法的拘束力はない。内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「米国の AI 権利章典 (AI Bill of Rights) について」(人間中心の AI 社会原則会議 (令和 4 年度 第 2 回) 資料 3) 2022.12.21, p.3. <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/r4_2kai/siry03.pdf>

(3) 「自動意思決定技術」とは、機械学習、統計、その他のデータ処理又は AI に由来するものを含む、個人情報処理し、システムの全体又は一部として計算を利用して意思を決定し、決定を実行し、又は人間の意思決定を促進する、あらゆるシステム、ソフトウェア又はプロセスをいう。自動意思決定技術にはプロファイリングが含まれる。California Privacy Protection Agency, *DRAFT AUTOMATED DECISIONMAKING TECHNOLOGY REGULATIONS*, 2023.12. <https://cppa.ca.gov/meetings/materials/20231208_item2_draft.pdf>

(4) 個体が外部からの指示や制御なしに、自己の意志や決定に基づいて行動できる能力を指す。岡瑞起・橋本康弘『AI 時代の質問力プロンプトリテラシー——「問い」と「指示」が生成 AI の可能性を最大限に引き出す——』翔泳社、2024、p.202.

であり、明示的な、又は黙示的な目的のために、それが受け取った入力情報から物理的な、又は仮想的な環境に影響を与えることができる出力を生成する方法を推論できるものをいう。

- (b) 「生成人工知能」又は「生成 AI」とは、人工知能であって、システムの学習データの構造及び特性を模倣して作出する合成のテキスト、画像、映像及び音声などのコンテンツを生成できるものをいう。
- (c) 「人」とは、自然人をいう。
- (d) 「報告書」とは、州知事令第 N-12-23 号⁽⁵⁾により知事に提出が義務付けられている報告書をいう。

第 11549.65 条

- (a) 技術局は、行政運営局 [Government Operations Agency]、データ・イノベーション局及び人事局の指導の下、重要な進歩に対応するため、必要に応じて、報告書を更新し、学界、業界専門家及び州の職員全体の代表者である組織と、適宜、協議するものとする。
- (b) (1) 緊急事態対策局 [Office of Emergency Services] は、必要に応じて生成 AI の利用によってカリフォルニア州の重要なインフラにもたらされる、大量の死傷者が出る可能性のある事象を含む、潜在的な脅威のリスク分析を行わなければならない。
- (2) 第 1 号により要請される分析は、知事に提出されるものとし、潜在的な脅威及び脆弱性に対処するために民間部門の更なる行動、行政部門の行動及び本議会との連携など、AI 技術、その応用及びリスク管理の変化を反映した勧告を、必要に応じて含むものとする。
- (3) 第 1 号により要請される分析の概要は、毎年、本議会に提出されるものとする。
- (c) 州の政府機関又は局は、行政運営局、総務局及び技術局の公共部門における生成 AI の調達に関する方針に準拠し、生成 AI が政府の運営の効率性、有効性、アクセシビリティ及び公平性を改善できる調達及び業務における利用の機会を検討しなければならない。
- (d) 州の政府機関又は局の法律顧問は、それぞれの機関又は局の権限に基づき規制上の問題に関する生成 AI の潜在的な影響を考慮し、この技術発展の結果として、必要に応じて、必要な [規制の] 更新を勧告しなければならない。

第 11549.66 条

州政府のサービス及び給付金に関して生成 AI を利用して人と直接的にコミュニケーションをとる州の政府機関又は局は、それらのコミュニケーションに、次に掲げる両方の事項を確実に含めなければならない。

- (a) 当該コミュニケーションが生成 AI によって生成されたことを当該人に示す警告文
 - (1) 書状、電子メールその他時折のメッセージを含む、物理的な [媒体] 及びデジタル媒体を使った書面によるコミュニケーションの場合は、警告文は、各コミュニケーションの冒頭に目立つよう出現するものとする。
 - (2) チャットボット⁽⁶⁾によるやりとりを含む、継続的なオンラインでのやり取りを使った

(5) Executive Order N-12-23. <<https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2023/09/AI-EO-No.12--GGN-Signed.pdf>> 州知事令では、カリフォルニア州における生成 AI ツールの展開について、有益な使用実例やリスクの高い使用事例について検討した報告書の提出が義務付けられており、2023 年 11 月に「カリフォルニア州：生成 AI のメリットとリスクレポート」が発表されている。“State of California: Benefits and Risks of Generative Artificial Intelligence Report,” 2023.11. <https://www.govops.ca.gov/wp-content/uploads/sites/11/2023/11/GenAI-EO-1-Report_FINAL.pdf>

書面によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの全体を通じて目立つように表示されるものとする。

(3) 音声によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの開始時と終了時に言葉により提供されるものとする。

(4) 映像によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの全体を通じて目立つように表示されるものとする。

(b) 人が州の政府機関又は局の人としての職員に連絡する方法を説明する情報又は情報を含むインターネットウェブサイトへのリンク

(きたむら やよい)

(6) 人工知能を利用し、人間との対話やメッセージのやり取りを行うコンピュータプログラム又はこれを用いたサービス。音声アシスタントやECサイトで使用されるほか、ソーシャルメディア上で運用され、人間との対話を通じて語彙や会話の内容を学習する機能もある。「チャットボット」『デジタル大辞泉』weblio 辞書ウェブサイト <https://www.weblio.jp/content/チャット_bot#goog_rewarded>

医療サービスに関して〔カリフォルニア州〕衛生安全法典第2編に
第2.13章（第1339.75条以下）を加える法律
（Assembly Bill No. 3030 Chapter 848）

An act to add Chapter 2.13 (commencing with Section 1339.75) to Division 2 of the Health and Safety Code, relating to health care services (Assembly Bill No. 3030 Chapter 848)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生訳

第1条

〔カリフォルニア州〕衛生安全法典第2編に第2.13章（第1339.75条以下）を加え、次のとおりとする。

第2.13章 医療サービスにおける人工知能

第1339.75条

- (a) 生成人工知能を使用して患者の臨床情報に関する書面又は口頭による患者とのコミュニケーションを生成する医療施設、診療所、医師の診療室又は集団医療の診療室は、それらのコミュニケーションに次に掲げる両方の事項を確実に含めるものとする。
- (1) 当該コミュニケーションが生成人工知能によって生成されたことを示す警告文
- (A) 書状、電子メールその他時折のメッセージを含む、物理的な〔媒体〕及びデジタル媒体を使った書面によるコミュニケーションの場合は、警告文は、各コミュニケーションの冒頭に目立つように出現するものとする。
- (B) チャットベースの遠隔医療を含む、継続的なオンラインでのやり取りを使った書面によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの全体を通じて目立つように表示されるものとする。
- (C) 音声によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの開始時と終了時に言葉により提供されるものとする。
- (D) 映像によるコミュニケーションの場合は、警告文は、やり取りの全体を通じて目立つように表示されるものとする。
- (2) 患者が医療供給者、医療施設、診療所、医師の診療室又は集団医療の診療室の人としての職員その他の適切な人物に連絡する方法を説明する明確な指示
- (b) コミュニケーションが生成人工知能によって生成され、医療供給者の免許を受け、又は資格を認定された者によって読まれ、確認される場合は、a項の要件は適用されない。

* この翻訳は、医療サービスに関して〔カリフォルニア州〕衛生安全法典第2編に第2.13章（第1339.75条以下）を加える法律（Stats. 2024, Ch. 848. (AB 3030) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB3030>）を訳出したものである。〔 〕内は訳者による補記。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月2日である。

(c) 本条の目的上、次に掲げる定義が適用される。

- (1) 「人工知能」とは、工学的又は機械的システムであって、それ自体の自律性⁽¹⁾レベルが様々であり、明示的な、又は黙示的な目的のために、それが受け取った入力情報から物理的な、又は仮想的な環境に影響を与えることができる出力を生成する方法を推論できるものをいう。
 - (2) 「診療所」とは、第 1200 条によって定義される意義⁽²⁾と同一の意義を有する。
 - (3) 「生成人工知能」とは、人工知能であって、画像、映像、音声、テキスト及びその他デジタルコンテンツなどの作出された合成コンテンツを生成できるものをいう。
 - (4) 「医療供給者」とは、事業及び職業法典⁽³⁾第 2 編（第 500 条以下）に従い免許を受け、又は資格を認定された者⁽⁴⁾を意味する。
 - (5) 「医療施設」とは、第 1250 条によって定義される意義⁽⁵⁾と同じ意義を有する。
 - (6) 「集団医療の診療室」とは、2 人以上の医師が、パートナーシップ、職能法人 [professional corporation] 又は第 1204 条 a 項⁽⁶⁾に従って認可された非営利法人として法に基づいて組織された [一つ又は複数の] 診療室をいう。
 - (7) 「患者の臨床情報」とは、患者の健康状態に関する情報をいう。この情報には、管理事項は含まれず、予約スケジュール、請求その他事務的又は業務的な事項を含むが、これらに限定されない。
 - (8) 「医師の診療室」とは、単独で開業している医師の診療室を意味する。
- (d) (1) 認可医療施設による本項の違反は、第 2 章第 3 款（第 1275 条以下）に定める執行手順⁽⁷⁾に従うものとする。
- (2) 認可診療所による本条項の違反は、第 1 章第 3 款（第 1225 条以下）に定める執行手順⁽⁸⁾

(1) 個体が外部からの指示や制御なしに、自己の意志や決定に基づいて行動できる能力を指す。岡瑞起・橋本康弘『AI時代の質問力プロンプトリテラシー―「問い」と「指示」が生成 AI の可能性を最大限に引き出す―』翔泳社、2024, p.202.

(2) 24 時間未満滞在する患者に対して、直接的な医療、外科、歯科、眼科若しくは足病（起立・歩行に影響する下肢・足の形態的、機能的障害などの足病変をいう。米国では一般的な整形外科とは別の専門的な分野になる。）に関する助言、サービス又は治療を提供する組織化された外来患者向け医療施設をいう。医療施設で提供されるケアに付随して、在宅患者に診断又は治療サービスを提供することもできる。

(3) Business and Professions Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=BPC>>

(4) カリフォルニア州規則集（California Code of Regulations）第 37000 条 <https://www.cdph.ca.gov/Programs/CCDCPHP/DEODC/CLPPB/Pages/title17_37000.aspx> では、事業及び職業法典第 2 編第 5 章第 3 款（第 2050 条から第 2078 条）に従って医療行為を行うことを認可された者、同法典第 2 編第 6 章第 8 款（第 2834 条から第 2837 条）に従ってナースプラクティショナーとして行為を行うことを認可された者又は同法典第 2 編第 7.7 章第 3 款（第 3513 条から第 3519.5 条）に従って医師助手として行為を行うことを許可された者と規定している。

(5) 人間の病気（身体的又は精神的なもの）の診断、ケア、予防及び治療のために組織され、維持され、運営される施設、場所又は建物をいう。

(6) 非課税の非営利法人によって運営され、寄付、遺贈、贈与、助成金、政府資金又は拠出金（金銭、物品又はサービスの形態をとる場合がある。）によって、その全部又は一部が支援され、及び維持されている診療所をいう。

(7) Health and Safety Code, DIVISION 2. LICENSING PROVISIONS, CHAPTER 2. Health Facilities, ARTICLE 3. Regulations [1275 - 1289.5] <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=2.&title=&part=&chapter=2.&article=3.> 第 1280 条では、州の政府機関は、規則及び規定に準拠していない不備を医療施設に通知し、医療施設は、これらの不備を是正するための計画について州の政府機関と合意する。医療施設が期限までに不備を是正しない場合には、免許を取り消し、又は停止する措置をとることができるなどと規定している。

(8) Health and Safety Code, DIVISION 2. LICENSING PROVISIONS, CHAPTER 1. Clinics, ARTICLE 3. Regulations [1225 - 1234] <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=2.&title=&part=&>

に従うものとする。

- (3) 医師による本条項の違反は、カリフォルニア州医療委員会⁽⁹⁾ 又はカリフォルニア州整骨医療委員会⁽¹⁰⁾ の権限に従うものとする。

(きたむら やよい)

chapter=1.&article=3.> 第 1229 条では、州保健局が検査により診療所の不備を確認した場合、該当する診療所に不備を通知し、診療所はこの不備を是正するための計画について州保健局と合意する。診療所が計画の期限までに是正しない場合には、民事制裁金を科すと規定している。

- (9) 医師の免許付与及び監督を行う州の政府機関。消費者に対し、カリフォルニア州で免許を取得した医師に関する公開記録情報の提供と医師に対する苦情の調査を担っている。
- (10) 整骨医及び外科医がカリフォルニア州の商業及び職業法典・医療行為法の規定を遵守するよう監督し、消費者の苦情を調査する州政府機関。